

## Contents

- 1 【インド】インド倒産法における申立ての制限措置
- 2 【メキシコ】民事保全・訴訟・執行制度の概要
- 3 【韓国】懲罰的損害賠償制度の導入
- 4 【メキシコ】知的財産権の保護に関する新法の制定

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

## 1. 【インド】インド倒産法における申立ての制限措置

インドの新型コロナウイルス感染者の増加数は、一時期は1日9万人を超え、その後減少傾向を見せてはいるが、現在も1日あたり数万人を超える水準が続いている。インドの新型コロナウイルスの累計感染者数は米国に次ぐ世界2位となっている。

これに伴い、インドではこれまで多くの地域でいわゆるロックダウンが実施され、かつその期限が複数回延長される等、正常な社会活動が大きく制限されており、その結果として多くの企業の業績は大幅に悪化している。

新型コロナウイルスの感染拡大、及びそれに伴う企業の業績の大幅な悪化という状況において、特に中小企業の倒産件数が増大することを避けるため、2020年3月、インド当局は、インドの倒産法である Insolvency and Bankruptcy Code, 2016(以下「**インド倒産法**」という。)に基づく、債権者(又は債務者自身)による倒産申立ての基礎となる債務不履行(default)の水準を、従来の10万ルピーから100倍の1000万ルピーに変更した。これにより、債務者の比較的低金額の債務不履行について、債権者が債務者の倒産申立てを行うことができなくなり、倒産申立ての件数が抑制されることが期待された。

さらに、2020年6月、インド倒産法を改正する大統領令を発布した。これにより2020年3月25日からの6か月の間(すなわち、2020年9月25日まで)に発生した事由によっては、インド倒産法に基づく倒産申立てを行うことそれ自体が認められなくなった。

上記の従来の制限措置の期限である2020年9月25日が近づいても、インドの新型コロナウイルス感染者数の増加に歯止めがかからない状況が続いており、これに伴って社会、経済活動の制限が継続していることに鑑み、2020年9月24日、インド企業省(Ministry of Corporate Affairs)は、当該措置の適用期間をさらに3か月延長

し、2020年12月25日までとした。なお、インド企業省は、その判断により、さらに3か月(すなわち2021年3月25日まで)当該措置の適用期間を延長することもできる。

弁護士 琴浦 諒  
[ryo.kotoura@amt-law.com](mailto:ryo.kotoura@amt-law.com)  
 弁護士 大河内 亮  
[ryo.okochi@amt-law.com](mailto:ryo.okochi@amt-law.com)

## 2. 【メキシコ】民事保全・訴訟・執行制度の概要

### 1. はじめに

2019年、メキシコの地方裁判所では、全体で632,356件の訴訟(民事訴訟のみならず刑事、行政及び労働訴訟も含む。)が提起され、それとほぼ同数(630,209件)の訴訟手続が終了している<sup>1</sup>。訴訟による紛争解決に要する期間は案件により大きく異なるが、通常、商事訴訟<sup>2</sup>の場合、上訴まで含めて1年から1年半程度で手続が終了することが多いと思われる。また、損害賠償請求訴訟の場合、2年前後で終了することが多いようである。もともと、新型コロナウイルス感染症が流行して以来、手続が著しく長期化する傾向にある(2020年11月時点)。

地域別に見ると、メキシコシティ及びメキシコ州における訴訟件数が多い。また、日系企業が多数進出するバヒオ地区を構成する州の一つであるハリスコ州における訴訟件数も多い。メキシコシティでは、2019年、70,713件の民事訴訟が提起され、68,196件の民事訴訟手続が終了している(訴訟全体では253,325件の提起があり、218,282件につき手続が終了している。)<sup>3</sup>。メキシコ州では、2018年12月16日から2019年12月15日にかけて、8,902件の民事訴訟が提起され、8,713件の民事訴訟手続が終了している(訴訟全体では27,646件の提起があり、26,995件につき手続が終了している。)<sup>4</sup>。ハリスコ州では、2018年12月16日から2019年12月15日にかけて、9,720件の民事訴訟が提起され、9,969件の民事訴訟手続が終了している(訴訟全体では36,386件の提起があり、37,084件につき手続が終了している。)<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> Consejo de la Judicatura Federal, Dirección General de Estadística Judicial, Panorama Nacional, Juzgados de Distrito (Council of the Federal Judiciary, General Directorate of Judicial Statistics, National Overview, District Courts)

<sup>2</sup> 特定の訴訟が商事訴訟に該当するかは紛争の性質により判断される。具体的には、紛争当事者が商業を営むものであるか、請求が商業に関するものであるか等の事情を勘案して商事訴訟に当たるかが判断される。商事訴訟とその他の民事訴訟はそれぞれ異なる法律及び規則に服する。以下、本稿では、商事訴訟に該当しない民事訴訟を「一般民事訴訟」と表記する。

<sup>3</sup> Poder Judicial de la Ciudad de México, Bases de Datos Abiertas, Atributos y Estadística (Judicial Branch of Mexico City, Open Databases, Attributes and Statistics)

<sup>4</sup> Consejo de la Judicatura Federal, Dirección General de Estadística Judicial, Panorama por Circuito 2019, Estado de México (Council of the Federal Judiciary, General Directorate of Judicial Statistics, Overview by Circuit 2019, State of Mexico)

<sup>5</sup> Consejo de la Judicatura Federal, Dirección General de Estadística Judicial, Panorama por Circuito 2019, Estado de Jalisco (Council of the Federal Judiciary, General Directorate of Judicial Statistics, Overview by Circuit 2019, State of Jalisco)

本稿では、メキシコにおける民事保全・訴訟・執行制度について簡単に解説する。

## 2. 民事保全

### (1) 保全措置の種類

#### (ア) 法定保全措置

法律上、保全措置としては(1)資産の仮差押え(*retención de bienes*)及び(2)身柄拘束命令(*radicación de persona*)が認められている。

身柄拘束命令は、紛争当事者が適切な代理人や十分な資産を用意しないまま紛争地を去ることを防ぐための暫定的措置である。この身柄拘束命令に従わない場合には刑事罰の対象となる。そのため、理論上は、日本企業のメキシコ法人(又はメキシコ駐在の日本人)が訴訟の当事者となった場合に身柄拘束命令が発せられ、その結果、代表者等の帰国が困難となる可能性がある。もっとも、身柄拘束命令が発せられた場合でも、十分な保証金を差し入れることで身柄拘束命令の取消しを求めることができる。

#### (イ) 判例上認められた保全措置

上述の二つの保全措置の他には、法律上の保全措置は存在しない。しかし、判例上、様々な種類の保全措置が認められてきている。

例えば、商事紛争においては、25%以上の株式を保有する株主(複数名により25%以上を保有している場合も含む。)が株主総会において決議された事由の執行の差止めを求めた場合、裁判所はその差止めを認めることができる。但し、裁判所は、かかる差止めにより会社に生じる損失等を補填するための保証金の預託も命じることができる。

加えて、事案によっては、紛争当事者に対し一定の作為又は不作為を命じることができる。

### (2) 保全の手続等

保全措置の種類によりその要件等にバリエーションはありうるものの、一般に保全措置の要件は必要性和緊急性に収斂される。メキシコの裁判官に保全命令を発してもらうために、保全命令を求める紛争当事者は、自らの権利及び保全措置の必要性を示さなければならない。必要性和緊急性を証明するためには、暫定的措置を正当化するに足りる十分な理由(以下のいずれかのような理由を含む。)を示さなければならない。

- 被告(又は被告となりうる者)が隠れ、又は紛争地を去るおそれがあること(身体拘束命令の場合)
- 対物訴訟において、資産が隠匿又は毀損されるおそれがあること(仮差押えの場合)
- 対人訴訟において、資産が隠匿又は売却されるおそれがあり、当該資産が債務者の唯一の資産であること(仮差押えの場合)

加えて、身柄拘束命令を求める当事者は、当該命令により相手方当事者に生じうる損害等を担保するための保証金を預託する必要がある。保証金の金額は担当裁判官の裁量により決定される。

また、資産の仮差押えを求める当事者は、請求の額又は資産の価額を提示する必要があり、担当裁判官は差押えの額を決定する。資産の仮差押えが執行証書に基づいて主張されている場合を除き、原告は、当該差押えにより生じうる損害等を担保するための保証金を預託する必要がある。

保全措置命令が訴訟提起前に発せられた場合には、保全措置を要求した当事者は一定の期間内に訴訟を提起する必要がある。具体的には、保全措置命令を発した裁判所と訴訟を管轄する裁判所の管轄が同一である場合には、保全措置命令が発されてから 3 日以内に、訴訟を提起する必要がある。これらの裁判所の管轄が異なる場合には、裁判所がこれらの裁判所間の距離を考慮した上で定める一定の期間に訴訟を提起する必要がある。

なお、保全措置は、法律上認められたものであるか判例上認められたものであるかを問わず、被告への事前の通知を必要としない。

### (3) 保全措置がなされた場合

保全措置命令を発せられた当事者は、当該命令に対し異議を申し立て、その取消しを求め、又は保全措置に代えて保証金を預託することができる。被告が請求・目的物の金額若しくは十分な保証金を預託した場合、又は十分な資産(不動産)を有していることを証明した場合には、担当裁判官は原告から要求された保全措置命令を拒否でき、既に発されている保全措置についてはこれを取り消すことができる。また、上述のとおり、身柄拘束命令が発せられた場合でも、請求にかかる金額に照らして十分な保証金を預託することで当該命令の取消しを求めることができる。

## 3. 訴訟

### (1) 訴訟提起

訴訟は、原告が事実及び求める救済措置を記載した訴状を裁判所に提出することにより開始される。訴状には、全ての証拠書類を添付しなければならない。さらに、提出予定のその他の証拠も、訴状において全て特定する必要がある。

当事者は、訴訟の提起及びその他の訴訟手続をオンラインでも行うことができる。新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン手続が頻繁に利用されるようになったが、これを義務化する等の立法には未だ至っておらず、オンライン手続は当事者のオプションにとどまっている。オンラインで訴訟提起をするためには、暗号化された電子署名を取得しなければならない。

なお、オンラインで手続を開始した場合には、その後、物理的な書面提出等に移行することはできない。逆も同様であり、物理的な書面による手続開始を選択した場合には、後にオンラインでの提出へと移行することはできない。

## (2) 被告への通知等

申立てが受理された場合には、裁判所が被告に送達する。被告は申立てに返答しなければならない<sup>6</sup>。また、被告は反訴を提起することもでき、反訴提起がなされた場合には、原告(反訴被告)へと送達され、原告は 9 営業日以内(一般民事訴訟の場合には 15 営業日以内)に反訴への返答をする必要がある。

## (3) 審理

訴状と答弁書が提出された場合には、裁判所は予備審問の期日を定めなければならない。予備審問においては、裁判官が調停者として当事者間の和解を試みる。予備審問は双方又はいずれかの当事者の出席がなくとも行われるが、一方当事者のみが正当な理由なく欠席した場合には、欠席した当事者は罰金を支払わなければならない。

予備審問において争われなかった事実は、その後の審理においても争いのない事実として扱われる。予備審問において、裁判官はいずれの証拠を採用するかも決定する。当事者適格等に議論がある場合には、裁判官はかかる論点についても予備審問で判断する。

予備審問において和解に至らなかった場合には、口頭弁論の期日が定められる。当事者は追加の証拠を提出し、口頭弁論の機会を与えられる。その後、裁判所は速やかに判決を下す。

## (4) 訴訟の終了

訴えの取下げ又は放棄があった場合を除き、訴訟は判決又は和解のいずれかにより終了する。

### (ア) 判決

裁判所は、判決により、例えば不法行為の場合には原状回復(可能な場合)又は損害等の賠償を、契約違反の場合には契約上の義務の履行・解除や損害等の賠償を命じることができる。逸失利益も損害賠償の対象となるが、原則として直接損害のみが損害賠償の対象となる。

なお、契約において利率が定められていない場合、一般民事訴訟の場合には年 9%、商事訴訟の場合には年 6%の利率となる。

メキシコでは懲罰的損害賠償制度は法定されていない。もっとも、最高裁判所は、州の裁判所による懲罰的損害賠償の適用を許容している。しかしながら、メキシコにおいては、裁判所が懲罰的損害賠償を適用することは一般的ではない。

---

<sup>6</sup> 上述のとおり、商事訴訟と一般民事訴訟とは紛争の性質により区別され、各訴訟は独自の法律・規則に従って進行する。商事訴訟に適用される法律は、連邦商事法(*Código de Comercio Federal*)である。一方、一般民事訴訟は、紛争係属地に依じて適用される法が異なる。例えば、メキシコシティで係属した一般民事訴訟に適用される法律は、メキシコシティの民法(*Código Civil para el Distrito Federal*)及びメキシコシティの民事訴訟法(*Código de Procedimientos Civiles para el Distrito Federal*)である。

## (イ) 和解

### a. 和解の成立

一部の事項(離婚後扶養料、刑事責任、婚姻の有効性等)が争われている場合を除き、両当事者は和解により紛争を解決することができ、メキシコにおいても、和解により、判決よりも柔軟な解決・救済が可能である。但し、メキシコにおいても、和解は当然に守秘義務の対象となるわけではないので、必要に応じて秘密保持条項を和解契約に規定しておく必要がある。

当事者は、判決に至る前であれば和解に向けられた協議をいつでもすることができる。和解に至った場合、その内容は書面化される必要がある。一方、和解について裁判所による承認等を得ることは不可欠ではないが、裁判所による承認等を取得することにより、確定判決と同様に和解を強制執行することが可能となる。

裁判手続の過程で和解に至った場合には、訴訟当事者は和解の書面を裁判所に提出しなければならない。この際、訴訟当事者は裁判所に対して和解が最終的かつ執行可能なものであることを承認等するように求めることができ、裁判所による当該承認等があった場合には、訴訟手続は却下され、和解は確定的かつ執行可能なものとなる。

### b. 和解の無効

成立した和解が、後に修正されたり無効となったりする可能性があることにも留意が必要である。例えば、合意に至る過程で見落とされた事実、文書、判決等が存在し、これらが和解の実行時に明らかとなった場合には和解の条項が協議の上で修正されることもある。加えて、和解の前提となっている文書が和解成立後に無効とみなされた場合、和解は無効になる。また、当事者が和解交渉中に重要な文書を意図的に開示しなかった場合、和解が無効になる可能性がある。

## 4. 判決等の強制執行

### (1) メキシコの裁判所による判決等の強制執行

判決又は和解(以下「判決等」という。)の強制執行手続は、判決等の性質によって異なる。メキシコの裁判所における判決等は、それを担当した裁判官を通じて強制執行することができる。

判決等が一方当事者への金銭支払いを命じるものであるにもかかわらず、他方当事者がかかる判決等に従わない場合には、裁判所はその資産の差押えを命じることができる。その後、当該資産は競売により売却され、当事者は債権を回収することができる。

一方当事者に対して、当該当事者のみがなしうる作為を命じる判決が下されたにもかかわらず、当該当事者がその判決に従わない場合等には、他方当事者は損害賠償を請求することができる。当事者が損害を賠償しない場合、裁判所はその資産の差押えを命じることができる。

一方当事者に対して、それ以外の者もなしうる作為を命じる判決が下されたにもかかわらず、当該当事者が当該命令に従わない場合等には、裁判所は敗訴当事者の費用で第三者を指定し、当該第三者に当該作為義務を履行させることができる。裁判所は、当該第三者に対する支払いのために、被告の資産の差押えを命じることができる。

### (2) 外国判決の執行

国際条約及び連邦民事訴訟法に従い、メキシコの裁判所は、以下の要件が全て満たされた場合、外国の判決

を承認し、執行する。

- 嘱託書の形式及び要件が全て満たされていること
- 外国判決が、メキシコに存在する財産に関する対物訴訟に関する判決でないこと
- 外国の適切な裁判管轄を有する裁判所の判決であること
- 請求が被告に適切に送達されていること
- 外国判決が上訴不可能であり、外国において既に既判力が生じている最終判決であること
- 外国判決に関する紛争が、メキシコの裁判所において同一当事者間で係属していないこと
- 外国判決がメキシコの強行法規又は公序と矛盾しないこと

なお、メキシコの裁判所は、原則として外国判決の内容の是非は判断せず、事実認定や法的根拠も検討しない。すなわち、メキシコの裁判所は、外国判決の真正性と執行可能性のみを審査する。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.の José Massas Farell 弁護士、Julián Farías Gutierrez 氏及び Ana Buenrostro Matarredona 氏の協力を得て作成しております。

**【メキシコ】**

弁護士 石井 淳

[jun.ishii@amt-law.com](mailto:jun.ishii@amt-law.com)

弁護士 西山 洋祐

[ynishiyama@basham.com.mx](mailto:ynishiyama@basham.com.mx)

※メキシコの Basham, Ringe y Correa,  
S.C.法律事務所に勤務中

### 3. 【韓国】懲罰的損害賠償制度の導入

#### 1. はじめに

韓国においては、既に一部の法分野において導入されていた懲罰的損害賠償制度<sup>7</sup>を、全法分野に導入する法改正や、集団訴訟制度の導入のための法改正が相次いで予定されている。これらの改正により、韓国の法社会に少なくない変化が生じることが予想されている。本号では、韓国における上記法改正のうち、懲罰的損害賠償制度導入の概要について紹介することにする。

#### 2. 懲罰的損害賠償制度

##### (1) 改正の背景及び概要

韓国における懲罰的損害賠償制度の導入は、商法の改正により行われる。商法改正の提案理由においては、企業等、商人の営利活動の過程における、商人の故意又は重過失による被害を誘発する行為を抑止し、企業等、

<sup>7</sup> 過去に本 News Letter で紹介した「代理店取引の公正化に関する法律」等を含む 19 の法律において先行して導入されている(2020 年 9 月現在)。

商人の合理的で適法な経営活動へと誘導する。また、分野別の個別法により散在していた懲罰的損害賠償制度の運用の統一性を確保し、実効性を向上させるため、企業活動に関する基本法である「商法」において商人の商行為に対する損害賠償責任として「懲罰的損害賠償制度」を導入することとしたと述べられている。

## (2) 規定内容

韓国商法改正法の具体的規定内容は以下のとおりである。

- 商人<sup>8</sup>の故意又は重過失により、他人に損害を与えた場合には、商人は損害の5倍を超えない範囲で賠償責任を負う。但し、商人が、当該損害が商行為<sup>9</sup>に基づくものではないことを立証した場合には、懲罰的損害賠償責任を排除することができる。
- 懲罰的損害賠償責任に基づく賠償請求は、訴えによってのみ、行うことができる。
- 裁判所が懲罰的損害賠償責任に基づく賠償額を定める際には、①故意又は重過失の程度、②発生した損害の程度、③商人が当該行為により取得した経済的利益、④商人が当該行為に基づいて刑事処罰又は行政処分を受ける場合には、当該刑事処罰又は行政処分の内容及び程度、⑤商人の財産状態、⑥商人が被害救済のために努力した程度を考慮するものとする。
- 懲罰的損害賠償責任を事前に排除したり、制限したりする旨の特約は無効とする(強行法規)。
- 損害賠償責任を定める他の法律の規定に優先して適用される。

## 3. 今後の影響

韓国における懲罰的損害賠償制度は、商人による、商行為によって損害が生じた場合に、一律に適用されることになる。日本企業が、韓国に現地法人を持って事業活動を行う場合においては、懲罰的損害賠償制度の適用が常に問題となり、また、現地法人を置かず事業活動を行う場合であっても、懲罰的損害賠償制度の適用は問題となりうる。したがって、韓国において事業活動を行う日本企業としては、今後の懲罰的損害賠償制度に係る商法改正の動向や、改正後の運用を注視する必要があるといえよう。

### 【韓国】

弁護士 龍野 滋幹  
[shigeki.tatsuno@amt-law.com](mailto:shigeki.tatsuno@amt-law.com)  
 弁護士 曹 貴鎬  
[kwiho.cho@amt-law.com](mailto:kwiho.cho@amt-law.com)

<sup>8</sup> 自己の名で商行為を行う者が商人とされるが(韓国商法4条)、会社は商行為を行わない場合でも、商人とみなされる(韓国商法第5条第2項)。なお、会社とは、商行為その他の営利を目的として設立された法人をいう(韓国商法第170条)。

<sup>9</sup> 営業として行う特定の行為を指す。特定の行為としては、①動産、不動産、有価証券その他の財産の売買、②①の財産の賃貸借、③製造加工又は修繕に関する行為、④電気、電波、ガス又は水の共有に関する行為、⑤出版、印刷又は撮影に関する行為、⑥広告、通信又は情報に関する行為、⑦保険業、⑧クレジットカード、電子マネー等を使用した支払決済業務の引き受け等、全22項目が列挙されている(韓国商法第46条)。



## 4. 【メキシコ】知的財産権の保護に関する新法の制定

本年 7 月 1 日付で、知的財産権保護に関する連邦法が公布され、同法は同 11 月 5 日付で施行された。同法は、メキシコの知的財産権法制の現代化と共に、TPP、新 NAFTA(USMCA)、メキシコ-EU 間 FTA といった、いずれも最近成立したメキシコの参加する国際条約の規定に沿うものとなっている。同法の内容は、メキシコの知的財産権制度全般に及ぶ広範な改正点を含むものであるが、本稿では、同法の主な改正点について概説する。

### 1. 商標関連

2018 年 8 月 10 日以後に登録された商標(同日以後新法制定前に登録されたものも含む。)については、登録から 3 年経過時及び登録の更新時において、当該商標の使用について宣言しなければならなくなった。もともと、10 年間の有効期間の起算点は、出願日ではなく、登録時とされた。他方で、2018 年 8 月 10 日より前に登録された商標については、使用について宣言する必要はないが、有効期間は出願日から起算され、また登録の更新手続きは新法に基づいて行う必要がある。

使用の宣言については、当該商標がいずれの指定商品・指定役務について使用されたのかを正確に述べる必要があり、使用の宣言がない指定商品・指定役務については、商標権者により放棄されたものとみなされることとなる。

メキシコ知的財産局(以下「MIP」という。)は、更新時等に使用の宣言が提出されなかった場合には、商標権者に対し、2 ヶ月以内に使用の宣言を提出する義務を課すことができ、なお提出されなかったときには、当該商標の登録は、特段の手続きを経ることなく、満期において自動的に失効することとなる。

また、MIP への商標権のライセンスの登録義務はなくなった。これにより、ライセンシーによる著名なマークの使用も、商標権者による使用とみなすことができるようになった。

### 2. 特許、実用新案、意匠関連

一定の物質や化合物の使用形態に新規性が認められる場合、いわゆる二次使用に関しては、旧法下における実務でも特許が認められていたが、新法では明示的に二次使用に関する特許が認められた。

特許、実用新案又は意匠登録の分割出願については、既に行われた分割出願に基づく再度の分割出願が明示的に禁止された。また、同様に、特許、実用新案登録又は意匠登録出願中の出願の分割は、1 回のみ認められ、複数回は認められないことになった。

いわゆる Patent Prosecution Highways と呼ばれる、MIP が海外の同等の特許審査機関の審査結果を利用することや技術的援助を得ることについても、新法の下で公式に認められた。これにより、海外の特許権者は、メキシコにおける特許審査手続の迅速化が期待できる。

また、新法では、「補足証明書」の制度が導入された。すなわち、MIP の審査が不合理に遅延した場合(出願から登録までの期間が概ね 5 年以上となる場合が想定される。)には、登録権者が「補足証明書」を申請することにより、当該特許、実用新案登録又は意匠登録の有効期間について、最長 5 年間の延長が認められる。もともと、旧法下で登録された権利については、補足証明書の適用はない。

新法により、実用新案登録の有効期間は、10 年から 15 年に延長された。旧法の下に登録された実用新案についても、従来の有効期間満了の 6 ヶ月以上前までに延長を申請し、登録料を支払うことにより、有効期間の延長が認められる。

### 3. 営業秘密関連

新法により、「営業秘密」及び「営業秘密の不正使用」に関する定義がそれぞれ新たに明確に定められた。

また、「営業秘密の不正使用」の例外として、公開された製品のテストや分解等が営業秘密の不正使用に当たらないこと等、いくつかの営業秘密の不正使用に当たらない事由が明示的に定められた。

### 4. 権利侵害の調査等

新法により、MIIP は、提供された情報に基づき、職権による訴訟手続きを開始する権限が与えられた。MIIP には、権利侵害が疑われる行為に関する差止めの仮処分命令を下す権限も与えられ、当該仮処分命令違反に対する罰則も定められた。

新法では MIIP の調査権限も強化されており、MIIP の要求した情報を正当な理由なく提供しなかった第三者に対する罰金や、MIIP の立入調査を妨害した者に対する罰則も導入された。その他、電磁的プラットフォームにおける調査についても明示的に認められた。

また、権利侵害紛争に関する調停制度も定められ、より迅速な紛争解決の選択肢が広がった。

営業秘密を不正に侵害して利得を得ようとする行為及び他人の登録商標等をドメインネームに使用する行為については、「行政的侵害」として、行政当局による調査・立件及び課徴金による制裁が可能となった。営業秘密の侵害については、従来から認められていた刑事手続による立件も引き続き可能である。

新法では、行政手続による課徴金の額も大幅に増額され、侵害者に対し、約 100 百万米ドル以下の課徴金及び 1 日約 4,000 米ドル以下の課徴金が課され得ることになった。

知的財産権の侵害に対する損害賠償請求は、従来通り連邦裁判所に訴える方法に加え、行政手続きが完了したことを条件として、MIIP に申し立てても良いものとされた。もっとも、直接裁判所に訴えた場合でも、被告が MIIP に当該権利の有効性について申し立てた場合には、MIIP における当該手続きが完了するまで、裁判所における手続きは中断するものとされた。

### 5. 結語

以上の通り、新法の改正点は多岐にわたるものの、新法に基づく施行規則については、未だ制定されていない。大幅に拡充された MIIP の権限を含め、新法に基づく実務については、今後制定される規則の内容及びそれらの当局による運用を慎重に見守る必要があるものと思われる。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である AVA Firm, S.C.の Tomás Arankowsky 弁護士の協力を得ております。

**【メキシコ】**

弁護士 福家 靖成

[yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com)

**【セミナー】**

- ✂ 片山 達弁護士が下記の Union Internationale des Avocats 主催のセミナーにて講演を行いました。(2020年10月28日)  
UIA 2020 Virtual Congress – Asian Lawyers’ Forum
- ✂ 前田 敦利弁護士、長田 真理子弁護士及びオス アガルワル弁護士が下記の Sompo Insurance Singapore Pte. Ltd.主催のセミナーにて講演を行いました。(2020年11月17・26日)  
シンガポールにおける Director および Officer の責任

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 花水 康([ko.hanamizu@amt-law.com](mailto:ko.hanamizu@amt-law.com))  
弁護士 福家 靖成([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。